

オーストラリアで先住民民族といえば、ほとんどの人が「アボリジニ」と答えられるほどその名は知られています。しかし、それ以上の事を知っている人は意外と少ないのが実情です。一般に「アボリジニ」と一括して呼ばれることが多いのですが、その実態は多数の集団でなりたっており、ビクトリア州だけでも40を超えるアボリジナル集団が存在します。2006年の国勢調査ではビクトリア州のアボリジナル人口は対州総人口比の0.6%にすぎませんが、地方に目を転じてみるとその割合が20%を超す町も存在します。また植民地時代に先住民保護区として建てられた場所が、アボリジナル集団に返還され、このため現在ではアボリジナル・コミュニティとして認知される地域も存在します。

そうしたコミュニティを持つアボリジナル集団のひとつであるヨルタ・ヨルタは1930年代から当事者団体を立ち上げ、オーストラリア市民として平等の権利獲得のための運動を展開し、1970年代からは先住民としての権利、すなわち土地に関する権利・伝統や習慣に一致した権利と義務を実施するための権利の回復を主張しています。その運動は今日、彼らの本来の土地における森と川の資源管理をするために権利回復の要求へと展開されています。

今回のスタディツアーでは、ビクトリア大学やメルボルン大学の先住民センターをはじめ、現地で活動をおこなっている先住民当事者団体のスタッフや環境NGOなど各種団体の協力を得て、まずは、歴史的経過をふまえながら資源をめぐる人々の関係について注目し、次いで、人としての権利や尊厳を守ることの重みや大切さについて学びます。そしてオーストラリア国家成立の歴史から周縁に位置づけられてきた「先住民の歴史認識」を理解し、その「継承」の方法についてヨルタ・ヨルタの人々と一緒に考えていきます。

インターユース堺の国際貢献活動には、語学力や特別なスキルは必要ありません。この夏、オーストラリアの大地で交流を通じて、国際貢献活動に取り組む意欲のある団員を募集します。

1 日程(2013年2月1日現在の予定。フライトスケジュールの変更により日程や行程が変更となる場合があります。)

月 日	行 程	プログラム等	宿泊地
8月16日(金)	堺市役所(15:00 集合)→ 関空(18:05 発)→香港経由	バス移動 移動	機内泊
8月17日(土) ～ 8月24日(土)	メルボルン(13:00 着) メルボルン市内～バララット～ベンディゴ ～エチューカ～モアマ～パルマ ～メルボルン市内	メルボルン大学・ビクトリア大学訪問 先住民センター等関係団体訪問 現地官公庁訪問 先住民学生との交流 オン・カントリー・ラーニング 先住民の文化・歴史・自然環境調査	メルボルン エチューカ ホテル泊
8月25日(日)	メルボルン(8:40 発)→香港(15:15 着)	移動	香港市内ホテル
8月26日(月)	香港(10:05 発)→関空(14:45 着)	移動	関空で解散

(表記時間は現地時間)

2 申し込み方法及び団員の決定(申し込み者の中から選考によって団員を決定します。)

1. 申込資格

- ① 堺市内在住の2013年4月1日現在で満15歳から30歳までの人。
但し中学生は除きます。
- ② 本会の目的を理解し、約束を守り、規律ある行動ができる人。
(3. 事業概要を参照してください)
- ③ 事前研修・派遣期間中および事後活動の全日程を遂行できる健康状態にある人。
- ④ IYS会員として、帰国後も事後活動を含めIYSの実施する事業に参加する意思のある人。
(3. 事業概要を参照してください)

2. 申込期間 2013年4月8日(月)～5月8日(水) 必着

持参の場合:午前9時～午後5時15分(土曜、日曜、祝日除く)の間

3. 申 込 先 インターユース堺事務局分室(持参か郵送)

〒590-0822 堺市堺区協和町2丁61番地 人権ふれあいセンター内

4. 提出書類 <提出書類は返却いたしません。>

- ① 本会規定の参加申込書
(必要事項を記入し、写真を貼付したもの。右ページの参加申込書のページをコピーして使用してください。)

- ② 「インターユース堺で学びたいこと」をA4 400字詰め横書きの原稿用紙2枚程度にまとめたもの(ワープロ、パソコン可)
- ③ 第1次選考結果通知送付用の封筒
(郵便番号、住所、名前を記入し、80円切手を貼付したもの)

5. 選考から決定まで

- ① 第1次選考・提出書類による書類選考
5月18日(土)付け郵便で本人に選考結果を通知します。
- ② 第2次選考・第1次選考合格者による面接選考
5月25日(土)付け郵便で本人に選考結果を通知します。
第1次選考の通知で5月23日(木)、第2次選考の通知で5月30日(木)までに選考結果が届かない場合は、事務局分室までお問い合わせください。
なお、選考結果についての電話等によるお問い合わせにはお答えいたしません。

6. 派遣団員の取り消し

団員として決定後、研修等において団体行動などに支障をきたすと認められた場合は、決定を取り消すことがあります。

3 事業概要 (日程・内容は予定ですので、都合により変更することもあります。)

(1) 事前研修について

(研修時間は19時～21時、但し、第4回は合宿で10時～翌16時、第10回10時～16時、第11回13時～16時)

- 第1回 5月31日(金) IYS事業の説明、派遣団組織づくり・・・・・・・・・・(人権ふれあいセンター6F視聴覚室)
第2回 6月7日(金) 世界の人権の流れ・・・・・・・・・・(堺市役所本館3F会議室)
第3回 6月14日(金) 堺市の人権施策について・・・・・・・・・・(人権ふれあいセンター6F視聴覚室)
第4回 6月22日(土) 施設見学・・・・・・・・・・(舩松人権歴史館)
海外派遣活動に関するワークショップⅠ、Ⅱ・・・・・・・・・・(紀泉わいわい村)
6月23日(日) 個人テーマについて、施設見学・・・・・・・・・・(紀泉わいわい村、平和と人権資料館)
第5回 6月28日(金) 海外派遣活動に関するワークショップⅢ・・・・・・・・・・(人権ふれあいセンター6F視聴覚室)
第6回 7月5日(金) 個人テーマについて・・・・・・・・・・(人権ふれあいセンター6F視聴覚室)
第7回 7月12日(金) 同和問題について・・・・・・・・・・(人権ふれあいセンター6F視聴覚室)
第8回 7月19日(金) 男女共同社会について・・・・・・・・・・(人権ふれあいセンター6F視聴覚室)
第9回 7月26日(金) 少数民族について・・・・・・・・・・(人権ふれあいセンター6F視聴覚室)
第10回 8月2日(金) 国際貢献活動について、施設見学等・・・・・・・・・・(人権ふれあいセンター6F視聴覚室、他)
第11回 8月13日(火) 最終打合わせ、堺市表敬訪問、出発式・・・・・・・・・・(堺市役所本館3F会議室)
その他、8月に実施される「平和と人権展」に協力参加します。

(2) 事後活動等について

① 人権啓発事業

- 10月～11月 各区民まつり等での人権啓発活動
12月 「人権を守る市民のつどい」報告発表
人権啓発事業への参加(随時)

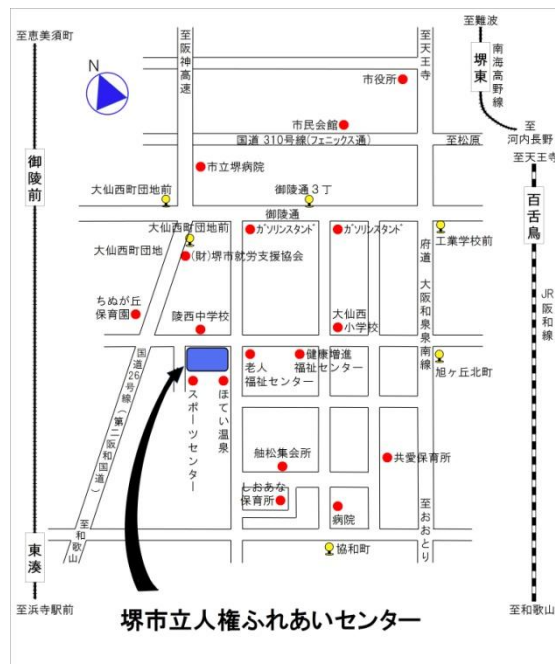
② 交流事業

- 8月30日(金) 現地研修を終えて、今後の活動予定説明
9月～12月(毎金) 発展研修とまとめ(展示パネル作成・
報告集会準備・報告書作成など)
10月19日(土) 堺まつり共催IYSパネル展
11月1日(金) 海外派遣報告集会

③ 社会貢献事業

- 12月23日(月) ヤングサンタ
市内各学校や地域の集会、企業の研修での出前講座(随時)
その他自主事業

④ 修了証授与式 2014年3月7日(金)(予定)



インターユース堺 とは International Youth SAKAI



「参加・開発・平和・人権」をテーマとして、人権啓発事業、交流事業、社会貢献事業を主な事業として活動しています。青年を海外へ派遣する海外派遣事業、市内で開催される人権啓発事業への参加、ヤングサンタ、交流会など、各種事業を青年主体で展開することで、青年に社会参加の場を設け、活動をとおり交流や連帯を図るなかで、平和や人権が尊重される社会の実現に貢献できる人権意識と国際感覚を身につけた青年の育成を目的とする団体です。

お申込み・お問い合わせ インターユース堺 (International Youth SAKAI)

事務局：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 人権推進課内

TEL (072) 228-7420 Fax (072) 228-8070

事務局分室：〒590-0822 堺市堺区協和町2丁61番地 堺市立人権ふれあいセンター 3階

TEL (072) 245-2538 Fax (072) 245-2535